#### 桑名市告示第 号

桑名市地域生活支援拠点整備事業実施要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

桑名市長 伊藤徳宇

### 桑名市地域生活支援拠点整備事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児(以下「障害児者」という。)の重度化、高齢化及び親亡き後(障害児者を保護する親族がいなくなることをいう。)を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害児者の生活に対し様々な支援を切れ目なく提供し、障害児者を地域全体で支えるサービス提供体制として、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制(以下「地域生活支援拠点」という。)を構築するために、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能)

第2条 地域生活支援拠点は、以下の各号のいずれかの機能を有するものとする。

- (1) 相談 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保する体制や障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入等体制、医療機関への連絡その他必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### (運営方法)

第3条 地域生活支援拠点の運営については、法第89条の3第1項に規定する協議会(以下「協議会」 という。)において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備の方針等について 検討を行い、協議会における検討結果を踏まえた運営を行うものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

- 第4条 地域生活支援拠点の機能を担う事業所(以下「事業所」という。)は、以下の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 法第29条第1項に基づく指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 2 第 1 項に基づく指定障害児入所施設又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 法第51条の17第1項第1号に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第24条の26第1項第1号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

#### (事業所の登録)

第5条 第2条各号に掲げる機能のうちいずれかの機能を担おうとする事業所は、障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規定において、当該事業 所を地域生活支援拠点の機能を担う事業所として規定し、桑名地域生活支援拠点登録届出書(様式第1 号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点 事業を実施する地域生活支援拠点事業所として登録を行い、桑名地域生活支援拠点登録通知書(様式 第2号)によりその旨を通知するものとする。

## (拠点事業実施に伴う加算)

- 第6条 拠点事業を実施した事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準のうち、地域生活支援拠点に係る報酬の加算ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。
- 2 前号の報酬の加算の対象は、桑名市地域自立支援協議会における協議を踏まえ、市長が認定したものとする。
- 3 事業所は、実施した事業の内容の記録を作成の上、5年間保存し、市長から求めがあった場合は提出するものとする。

#### (個人情報の保護)

第 5 条 事業所の職員又は職員であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

#### (雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は協議会における協議を踏ま え、市長が定めるものとする。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 桑名地域生活支援拠点登録届出書

(あて先) 桑名市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

印

桑名地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

区 分	□1新規 □2変更 □3廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話電号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点	□ ①相談
等として担う機能	□ ②緊急時の受入れ・対応
	□ ③体験の機会・場
	□ ④専門的人材の確保・養成
	□ ⑤地域の体制づくり
開始(予定)年月日	年 月 日

# ※添付書類

• 運営規定 (変更後)

第		号
年	月	日

# 桑名地域生活支援拠点登録通知書

所在地
事業者名
代表者名

様

桑名市長

年 月 日付で届出のありました桑名市地域生活支援拠点整備事業実施要綱第5条第2項に規定する事業所の登録について、下記のとおり登録しましたので、通知します。

区 分	□1新規 □2変更 □3廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話電号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点	□ ①相談
等として担う機能	□ ②緊急時の受入れ・対応
	□ ③体験の機会・場
	□ ④専門的人材の確保・養成
	□ ⑤地域の体制づくり
開始(予定)年月日	年 月 日